

1. 改定概要

- 「事務事業の見直し」に伴う段階確認の手続き方法の変更
- 道路課への組織再編に伴う総括監督員の指定の変更
- 岐阜県建設工事共通仕様書や岐阜県工事契約約款の改定にあわせ改定。

2. 詳細項目

- 段階確認報告書の作成方法の変更（簡素化）
 - ・ 段階確認は、監督員が実施する検査であることから、段階確認報告書に添付する写真は検査状況写真とする。
 - ・ 受注者が出来形管理図表を作成していた場合、出来形管理図表等に手書き（朱書き）で実測値を記載し報告書の検査測定値及び検査表に別紙のとおりと記載し出来形管理図表等を添付することとする。
- 監督員の指定の変更
 - ・ 道路調整監の新設に伴う監督員の指定の変更
- 用語の定義の修正